

第二十八回国 参議院大蔵委員会會議録第二十二号

昭和三十三年三月二十八日(金曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動
本日委員大谷豊潤君及び小林孝平君辞任につき、その補欠として酒井利雄君及び片岡文重君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 西川甚五郎君
小笠原三三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
木暮武太夫君
左藤 義詮君
堀見 俊二君
土田国太郎君
廣瀬 久忠君
山本 米治君
大矢 正君
片岡 文重君
栗山 良夫君
野濤 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君
政府委員
内閣官房長官 愛知 揆一君
大蔵政務次官 白井 勇君
大蔵省主 税局長 原 純夫君

大蔵省主 佐藤 一郎君
計局次長 小 熊 孝次君
大蔵省主計 局長 北島 武雄君
大蔵省理財 局長 須賀 賢二君
農林省蚕糸局長 須賀 賢二君
建設省道路局長 富樫 凱一君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

大蔵省主税 木村 秀弘君
大蔵省理財 局長 松井 直行君
局証券課長 金子 一平君
国税庁直税部長

- 本日の会議に付した案件
○連合審査会開会の件
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○糸備安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○道路整備特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
○関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○相統税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○委員長(河野謙三君) これより委員会を開きます。

○委員長(河野謙三君) これより委員會議事に入る前に、委員の異動について御報告いたします。本日付をもって、委員大谷豊潤君及び小林孝平君が辞任され、その補欠として酒井利雄君及び片岡文重君がそれぞれ委員に選任されました。

○委員長(河野謙三君) まず、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。目下建設委員会において審議中の道路整備緊急措置法案、道路法の一部を改正する法律案及び日本道路公団法の一部を改正する法律案は、いずれも本委員会の審議事項と密接な関係がありますので、この際、右の三案について建設委員会に対し連合審査会の開会を申し入れたらと思いますが、御異議ありませんか。

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと思えます。よってさよう決しました。なお、建設委員会とあらかじめ打ち合せの結果、開会の日時は明二十九日午前十時より開会いたしたき旨希望がありましたので、さよう決定いたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと思えます。よってさよう決しました。さよう決定いたします。

○委員長(河野謙三君) 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○委員長(河野謙三君) 大蔵省主税局長 佐藤 一郎君
大蔵省理財局長 松井 直行君
農林省蚕糸局長 須賀 賢二君
建設省道路局長 富樫 凱一君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員

○委員長(河野謙三君) 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○委員長(河野謙三君) 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○委員長(河野謙三君) 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○委員長(河野謙三君) 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○委員長(河野謙三君) 次に、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑のある方は、順次、御発言を願います。

のために重要であると、そういうように納得のできるように、体系的な基本構想というものをまず示してもらいたい。それから系統を分けて順次実行に移っていくというふうな基本がなければならぬと思うのです。で、私は今私の意見を申し上げたわけでありまして、官房長官は、われわれ国民の信頼にこたえて貴重な税金というものを使得ていきます上に、そういう腹がまえで取り組まなければならぬのじゃないかという強い意思を持っておられるわけです。これについて政府を代表してここにおいでになりました官房長官はどういう工合にお考えになるか、これをまず伺いたい。

○政府委員(愛知揆一君) 補助金の問題につきましても、たゞいまもごもっともな御質問をいただいて恐縮するわけでございますが、政府としての考え方は、まあ一つは補助金という制度そのものが非常に財政上の問題であるというところにかんがみまして、根本的な、基本的な態度というものをすみやかにきめたいということで従来努力して参つたわけでございます。ただ補助金を、申すまでもございませぬが、この制度を全部やめてしまおうというふうなことは、これは、現下の日本の状態においては考へることはできないと考へております。従つて現状におきましては御案内の通り、約五百五十というふうな多い補助金の数になっておりますが、これらについて合理的に整理をいたしまして、国民の税金でまかなうもののごさいですから、経済効果その他を十分に引きわめまして、実効の上るものごさい方できておられるわけでありまして、

ただ、たゞいまも御指摘の通りに、毎年昭和二十九年以来、一年ずつこの法律を改訂いただくように御審議をお願いしておるというふうなことに残念なこととございまして、これはできるだけすみやかに補助金についての基本的なたゞいまお示しのような態度をきめて、それに基づいて現状を整理して参りたい、こういうふうにごさい方おられるわけでございます。で、その恒久的な立法あるいは制度というものが、それならばいつ期待できるかということのごさいですが、これはその現状、沿革等から申しまして、率直に申しまして非常にもむずかしい仕事でありまして、今、確たる見通しを申し上げることができないのはまことに遺憾でございますが、この努力は常に継続して参りまして、できるだけ早い機会にそういう方ごさい方おられるわけでございます。

○栗山良夫君 私がお尋ねをいたしましたのは、ただこの法案に盛り込まれている補助金という狭い意味でお尋ねをされているのではないのです。実はきのうでしたか、おとといでしたか、委員会でわが党の小笠原君からも政府の出資について相当真剣な発言がございまして、たとえば政府は先々国会に日本合成ゴム株式会社に対して巨額の出資を決定せられております。しかし考へてみると、民間の事業に政府がなまで出資をする、ある期間がたつて一本立ちになったときには、その株式を全部民間に放出して、政府は財政上何ら負担を負わぬ、こういう説明でありましたけれども、明治以来の日本の産業経済の発展を考へてみれば、全部国

家資本に依存をされて育ってきたものばかりであると申しても過言ではございませぬ。従つてそういう古い形式をこまごまで近代化し、力を持ってきた日本の重要産業がいつまでも政府に依存をしてゆく、国家に依存してゆくということが許されるか、特に合成ゴムのごときはわれわれ若干は内容を承知しておりますが、外国の特許をそのまま使ひ、何ら事業には危険性のないものなんです。アメリカでもドイツでも相当の数量を出しておられるわけです。天然ゴムに匹敵する、あるいはオーパーしようとしておられるものでありますから、そういうものについて出資を出すことは国民感情としてはどうか、まあこれに類するようなことは最近私が申し上げなくても、愛知さんは十分御承知になっておる、従つて体系的にと私が申し上げたことは、出資をするという場合においても今日の日本の状況あるいは今日の日本の科学技術あるいは今日の日本の経済力あるいは海外の技術の発展等を考へて、ここからこまごまではやはり国家が援助しなければならぬ、ここからは自力でおやりなさい、こういうふうに基本方針というものが定められて、そうしていたずらに民間の企業者に対してあまやかして、そうして国家財政にすがつてくるというようなことがないようにするということがやはり重要ではないか。今申し上げましたことは、この法案の對象となつておる補助金以外のすべてのそういうものについてきせられた態度を政府はとるべきではないか、そういうことがないからいろいろ乱れて、その乱れを今直すべきときで、やはり政府として重要問題の一つとしてこれは

閣議にも取り上げて、そうして方針を決定せらるべきである、具体化は時間がかかるとしても、そういう方針を決定して、そうして立案の機構をこしらえてすぐに着手すべきではないか、こういうことを私も考へておられるわけです。今官房長官からは大体真摯なお答えがございましたが、今私が質問申し上げた点とは少し間口が狭過ぎるようです。その点についての重ねての御答弁を願いたい。

○政府委員(愛知揆一君) 私が御質問の御趣旨を十分に理解できませんで失禮いたしましたわけでありまして、まことにごもっともな御意見でございます。このいわゆる特殊会社等に対する政府の出資の問題については、実は今年度予算あるいはその前におきましても、政府としてもすいぶん慎重にやっておるつもりでございます。で、これは具体的にどこでこまごま基準的なものをお話申し上げるだけの資料の用意して参りませんでありましたが、一口に申しますと、その産業なり会社なり企業なりに対しまして出資による方法がもつともなりと申しますか、行政目的を効率的に發揮し得る道であるという場合に政府の出資というものを限定的に考へるといふのが、まあ一口に申せば政府の基本的な方針ということがいえるかと思ひます。その場合には、先ほど御指摘がございしましたが、企業としての形成というふうなことも一つの要因でございまして、あるいは新規の高度の科学技術を取り入れる、あるいはそのほか会社としての経理がまだ見通しがかからない、あるいはまた民間の資金だけでは増資あるいは資本の調達というふうなことが非常に

困難であると認められるというふうな場合に限定的に考へていかなければならないと思ひます。また出資を政府がいたします場合には、その出資先企業の運営等につきましては、まず第一にその企業の経営に當る責任者については人事権を政府に持つておること、あるいは事業計画や資金計画に對しては、厳重な認可あるいは契約の制限を置くというふうなことを、まず法律で規定するのが当然であると思ひます。また、自後における企業の運営等につきましても、十分に監督をしていかなければ、これは国民の税金から出資したのでありますから、国民に對しては申すわけないことである、こういうふうにごさい方おられるわけでございます。私の考へ方としては、たゞいま御指摘のように、補助金の問題もあるいは出資という問題も、本質的には変らない点も多いと思ひますので、これらは総合的にたゞいま御指摘のような考へ方でもって今後なお一その努力をいたしたいと思つておられるわけでございます。でき得るならば、来年度の財政計画というふうなものができまされる前に、そういうふうな基本的な考へ方を特に取り上げて政府としての態度をきめるべきものである、こういうふうにごさい方でございます。

○栗山良夫君 大体たゞいまの御答弁で私は満足いたしますが、問題は、細目に入りますと、否定をすべきもの、肯定をすべきもの、あるいは肯定するにしても軽重の問題がすいぶん違ひます。従つて、大蔵委員会で行ふことは、あるいはきょう官房長官において願つたそのことからしても、不適當であ

るかも知れませんが、専財政に関する  
ことであり、将来委員長にお  
かれて、大蔵委員会の調査案件の一  
つに加えていただいて、こういうもの  
のやはり総合的といえますか、体系的  
といえますか、一つの構想を国会とし  
ても究明できるような、そういう道を  
開いていただきたい。委員長にお願  
いしておきます。

○委員長(河野謙三君) たいまの栗  
山委員からの御意見につきましては、  
ごもつとも思いますが、後刻当委  
員会におきまして十分御懇談申し上げ  
たいと、かように思います。

他に御質疑ございませんか。——他  
に御質疑もないようでありますから、  
質疑は終局したものと認め、これより  
討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかに  
してお述べを願います。別に、御発言  
もないようでありますから、討論は終  
局したものと認め、これより採決に入  
ります。

補助金等の臨時特例等に関する法律  
の一部を改正する法律案を問題に供し  
ます。

本案に賛成の方は御挙手を願いま  
す。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(河野謙三君) 多数と認めま  
す。よって本案は可決すべきものと決  
しました。

なお、諸般の手續等は、先例によ  
り、委員長に御一任願いたいと存じま  
すが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○委員長(河野謙三君) 御異議ないと  
認めます。よってさように決しまし  
た。

それから委員会の報告書には多数意  
見者の署名を付することになっており  
ますので、本案を可とされた方は順  
次、御署名を願います。

多数意見者署名  
西川甚五郎 天坊 裕彦  
左藤 義詮 木暮武太夫  
土田国太郎 廣瀬 久忠  
山本 米治 杉山 昌作

○委員長(河野謙三君) 次に、糸佃安  
定特別会計法の一部を改正する法律案  
を議題といたします。

本法案は、去る二十五日、衆議院の  
承諾を得て政府修正が行われておりま  
すので、右修正について政府より説明  
を聴取いたします。

○政府委員(白井勇君) たいま議題  
となりました糸佃安定特別会計法の  
一部を改正する法律案の修正につしま  
して、その趣旨を御説明申し上げます。

糸佃安定特別会計における生糸の買  
入が昨秋以来相当進捗し、その保有す  
る生糸の一部は政府が保有するのみ  
で、さしあたり売却する見通しがな  
く、その結果、糸佃安定のために通常  
必要と考えられます資金の一部が保  
有中の生糸にくぎづけされ、糸佃安  
定の機能が減殺されるおそれがありま  
したので、さきに糸佃安定特別会計法  
の一部を改正して、その借入金金の限  
額を、現行の三十億圓に二十億圓を加  
えまして五十億圓に引き上げる法律案  
を国会に提出しまして、その御審議を  
お願いいたしておるのであります。

○政府委員(須賀賢二君) お答え申  
上げます。現在の生糸の輸出が、アメ  
リカに対します依存度の非常に高い  
ことは、ただいま野溝先生のお説の通

りであり、ただ、私どもお答えと  
して申し上げておきたいと思ひます  
ことは、昨年あたりの傾向といたしま  
して、アメリカに對しては、確かに  
生糸そのものの輸出は減少いたしてお  
ります。いわゆるロー・シルクのま  
ま輸出は減少いたしましたのでござい  
ますが、反面、絹織物に加工をいたしま  
して、アメリカに出るものが特に去年は  
非常にふえたのでございます。あまり  
そのふえ方の去年一年の傾向として多  
かったものでございまして、昨年  
の秋のニューヨークの絹業会あたりで  
は、いろいろ話題に出たわけであり  
ますが、相当ふえたわけでありませ  
ん。それから一面ヨーロッパ向けの日本  
の生糸の輸出が去年は非常にふえて  
ございまして、これはヨーロッパでその  
まま消費されて、これはヨーロッパで  
そのまゝ消費されて、再びアメリカ市場  
へ出されるというものが相当多いので  
ございまして、その結果、昨年の場合  
におきましても、アメリカにおける絹  
の全体の消費は減少しておら  
ない。むしろ逆に糸に換算いたしまし  
て数千俵ふえておるといふようなふう  
に推定されるわけでありませぬ。ただ、  
去年あたりからの、特にアメリカの景  
気の動向、それから最近生糸価格  
が下落いたしましたのは、今生糸の消  
費は輸出をいいたしますと、国内が  
二というふうな、全体の三十万俵の生  
糸の中で、大まかに申しまして十万俵  
が輸出に向けられる。これは糸と織物  
と両方でございます。二十万俵が国内  
で消費をされておるといふような関係  
になっておりますので、アメリカの景

糸買入資金に不足を生ずるおそれが生  
じ、これをさらに二十億圓引き上げま  
して七十億圓とする必要がございま  
すので、現在提案中の糸佃安定特別会計  
法の一部を改正する法律案の修正を提案  
いたしました次第であります。

以上が、この修正の趣旨でございま  
す。

○委員長(河野謙三君) 本案につき、  
引き続き質疑を行います。御質疑のあ  
る方は御発言を願います。

○野溝勝君 私は、本案に賛成なんで  
すが、一、二お伺いしておきたいと  
思ひます。

糸佃安定法の一部改正ですが、これ  
は、今の糸佃から見ると当然なことだ  
と思ひますが、大政府は、対米買  
入の他輸出関係等において、アメリ  
カとの関係を非常に成績がよいように  
評価しており、また依存しておる、ま  
た、たびたびの法案審議の際にさよう  
な意見を聞くんですが、生糸におきま  
しても、アメリカの市場関係の動向が  
わかつておったわけだと思ひます。

最近化学繊維の発達は、漸次生糸の市  
場を狭められてきておるのでありま  
す。特に、世界においても、化学繊維  
の発達した代表国はアメリカでありま  
す。そういうアメリカを相手に繭糸対  
策を立てる場合に、当局が総合的な判  
断を下さなければならぬと思ひておっ  
たのでございまして、この点、一体ど  
う考えておられるのか、また調査してき  
たのか、この際聞いておきたいと思ひ  
てございませぬ。

○政府委員(須賀賢二君) お答え申  
上げます。現在の生糸の輸出が、アメ  
リカに対します依存度の非常に高い  
ことは、ただいま野溝先生のお説の通

りであり、ただ、私どもお答えと  
して申し上げておきたいと思ひます  
ことは、昨年あたりの傾向といたしま  
して、アメリカに對しては、確かに  
生糸そのものの輸出は減少いたしてお  
ります。いわゆるロー・シルクのま  
ま輸出は減少いたしましたのでござい  
ますが、反面、絹織物に加工をいたしま  
して、アメリカに出るものが特に去年は  
非常にふえたのでございます。あまり  
そのふえ方の去年一年の傾向として多  
かったものでございまして、昨年  
の秋のニューヨークの絹業会あたりで  
は、いろいろ話題に出たわけであり  
ますが、相当ふえたわけでありませ  
ん。それから一面ヨーロッパ向けの日本  
の生糸の輸出が去年は非常にふえて  
ございまして、これはヨーロッパでその  
まま消費されて、これはヨーロッパで  
そのまゝ消費されて、再びアメリカ市場  
へ出されるというものが相当多いので  
ございまして、その結果、昨年の場合  
におきましても、アメリカにおける絹  
の全体の消費は減少しておら  
ない。むしろ逆に糸に換算いたしまし  
て数千俵ふえておるといふようなふう  
に推定されるわけでありませぬ。ただ、  
去年あたりからの、特にアメリカの景  
気の動向、それから最近生糸価格  
が下落いたしましたのは、今生糸の消  
費は輸出をいいたしますと、国内が  
二というふうな、全体の三十万俵の生  
糸の中で、大まかに申しまして十万俵  
が輸出に向けられる。これは糸と織物  
と両方でございます。二十万俵が国内  
で消費をされておるといふような関係  
になっておりますので、アメリカの景

気の動向と国内における需要の動きが  
非常に強く作用いたしましたので、今回  
のようなことになったわけでありませ  
ぬ。対米輸出そのものとしたしましては必  
ずしも総合してみますと著しく減つ  
ておるといふような関係にはなつてお  
らないのでございませぬ。

○野溝勝君 化学繊維の関係ですが、  
わが国でも最近非常に化学繊維が発達  
してきたのですが、これら関係の影響  
などに対しての対策及び進め方、考  
え方といひましようか、当局はどう分  
析され答へんとおられるのですか。

○政府委員(須賀賢二君) 化学繊維の  
進出は非常に目ざましいわけござい  
ませぬ。しかもその化学繊維が伸びて  
きます一つの目標として、絹の持つて  
おります優秀な性状になるべく近づ  
けていくというふうな努力をいたして  
おりますので、絹は見方によりませ  
ぬ、他の人工繊維によつていろいろ品  
質の点でも追いつかれておるような  
面もあるものでございませぬが、生糸の方  
面もいたしまして、そのような情勢に  
ありますので、品質の改良等につきま  
してはいろいろ努力をいたしておるわ  
けでございませぬ。それで大体一昨年あ  
たりまでの傾向をみますと、化学繊維の  
非常に猛烈な進出にもかかわりませ  
ぬ、絹は大体年間で糸にいたしまして  
一万俵ぐらいの割合で消費がふえて  
参つてきたのでございませぬ。繭にいた  
しまして、大体百万貫ぐらいに当るわけ  
であります。そのうちの割合でござい  
ますと、昨年下期以降はこういう経済  
の情勢でございませぬから停滞をいた  
しておりますが、大体最近までは一万俵  
ぐらいの割合でふえて参つてきたわけ

でございます。それはほかの繊維の消費もふえ、絹もそのテンポは非常にゆるやかでありますけれども、絶対量におきましては幾らかずつふえて参つてきておるといふような情勢にあるわけでございます。今後におきましてはやはり絹が持つております性質というものは、ほかの人工繊維でどうしてもかえられない面がございますので、消費水準と申しますか、消費内容等の高度化に伴いまして、今後経済の動きが普通の状態でありましたら、われわれの目標といたしまして、年率一百万俵ぐらゐの程度でふやしていくことは可能であるというふうな考えております。

○野瀧勝君 聞くところによると、今回の買入れ資金七十億、かような案ができるまで、むしろ政府当局原案といたしましては、五十億の借り入れを予想しておつたようでございますが、糸備安定審議委員会の要求によつてつき上げられたような形になっておるといふことを聞いております。してみると、審議委員会の諸君の方がアメリカの貿易市場に対する将来性ないしは先行きに対し不安を感じておるといふことであつたと思つておつた五十億の借り入れでまゝあり得るといふ展望が、糸備安定審議会との間に見通しの違いを来たしておつたと私はとつております。この間の事情を一つお話し願いたいと思つております。

○政府委員(須賀賢二君) 当初二十億を増額いたしますことを盛り込みまして予算の編成をいたしました当時におきましては、大体それは現実には去年の九月ないし十月というようにならぬことでございますが、その

この見通しといたしましては、大体一億俵相当分、いわゆる二十億でございますが、一億俵相当分の資金手当をいたしておけば、大体大丈夫というふうな考えておつたわけでございます。言葉をかえて申し上げますれば、三十二年度末、いわゆる三十二年の三月末の政府手持ちは大休一億俵ぐらゐであるというふうな考えておつたわけでありまして、その分程度の資金手当をいたしておきますれば、現実には糸備維持に不安はないであらうというふうな考え方でやつておつたわけでありまして、二、三月にかけては、一般繊維の方にございまして不況の度合が非常に濃厚になつて参つた、また一般の経済状況もたゞいまのような状況でございますので、予想外に政府に持ち込まれるものが多かつたというふうな結果になつたわけでありまして、この関係の見通しなり先行きの判断等につきましても、私どもも繭糸備格安定審議会を構成して参りますような人々とは常に意見の交換、また情報の持ち寄りをいたしておきます。その辺の見通し、判断等につきましても、われわれの方と糸備安定審議委員との間に別に食い違ひはなかつたわけでございます。

○野瀧勝君 糸備安定審議委員の栗原俊夫君からこの間の事情をお伺いしたのでございますが、今、蚕糸局長の回答のように、必ずしも審議委員との間に展望が一致しておるとは受け取つておりません。今お話がありましたこととく、大体三十二年度末の予想でやつてきたというのですが、翌年の一月二月になれば大きく相場が変動してあつてふたたびいたわけなんです、特に生

糸を扱う貿易業者、製糸業者はともかくとして、養蚕家がこの糸備の変動で心理的にも非常に経営が不安になつて、養蚕家は将来の作付反別などに變化を来たしはせぬかと思つた。たとえばタバコのごとく木委員会で審議された専門法一部改正に當つてタバコ耕作の問題などが論議された際に農民は経営の経済事情からタバコ耕作に転換する農民が非常に多くなつておる。この糸備安定の思い切つた措置を講じなければ、ただ食いつなぎ的な便宜政策である借り入れ制度だけで、果して将来の糸備安定ができるのか、あるいは養蚕家をして安定せしめて経営に當らしめることができるのか、こうした展望について一つお伺いしておきたいと思つております。

○政府委員(須賀賢二君) 桑園反別の方はこれはかなり長い期間でございますが、ここ数年にわたつてはほとんど反別そのものは異動がないのです。一昨年でございますが、ごくわずか、千町歩くらいふえた土地がございまして、大体桑園の方は十九万町歩という面積で、ほとんど固定をいたしておる。面積そのものは固定をいたしておりますが、桑園の中身が次第によくなつて参る、いわゆる桑の木が若返りをいたしまして、また一面技術の方が、農業あるいは肥料、特に農業が非常に大きな効果をおつておるのであります。技術の方が非常によくなつて参つておるといふような関係で、最近桑園反当りの収量は漸次増加を呈して参つておるのが実情でございます。従いまして繭につきましても全体

としては増産の可能なような農家経営の実情になつて参つておりますので、われわれといたしましては、今後の考へ方と申しますか、対策といたしまして、生糸の消費をいろいろな手を尽してふやしていくということに主力を注ぐと考えてございます。

けさほど、繭生産者の団体であります全養連等でも相談しておつたのでございまして、従来外国向けにはかなりの宣伝費を業界等でも出してきておつたのでございまして、内地の、いわゆる国内におきます消費の方につきましても、ほかの繊維等と比べて参つてその面の活動が非常に手薄になつておつたのが現状であります。そういうところは十分業界のいわゆる企業活動のあり方といたしまして、なおいろいろな手を加えていく余地が残つておりますので、それらの点につきましても、企業の方でさらに一段と力を入れてもらひまして、生糸の消費をふやしていくという方へ力を入れていくことに主力を注ぎたいと思つております。そういうことによりまして生産の方の伸びと需要の方の伸びとの均衡をできるだけにかつて参ることに努力の中心をおくわけでございます。こういう性質の商品でございますから、好況不況の波は勢いあがる度合いが少いわけでございますので、そういう場合にはこの繭糸備格安定制度というものを運用して参るつもりでございます。

外園から買つていたのでは無意味である。原料から一切あげて輸出貿易のできるというものは生糸が日本の貿易の代表的なものだと思つて参ります。その生糸がこのような不振になつてきたということは、日本の産業に大きな痛手だと思つて参ります。よその国の原料を入れて加工してこれを輸出するというようなことは違つて、日本の原料で加工して出すのですから、この産業の浮沈は全く日本経済に量質ともに變化をきたすと思つて参ります。こういうように量的にも質的にも影響するといふ貿易対象品としての蚕糸業は国が全力をあげなければならぬ。特に今回は七十億の借り入れをしてこの糸備安定の努力をされるということに對しては、一応了承できるものであります。しかし糸備安定の問題についてはいつの国会でもその都度糸備安定、糸備安定といつて一時便法を過している。これは變動が多いからかもしれないけれども、この法律案は一部改正、一部改正で連続的に扱われておる法案は少いと思つて参ります。これは私にもっと根本的に真剣に取り組んで、この根本政策を樹立しなければならぬと思つて参ります。こういう点で特に農林当局はこの案に對して真剣に取り組んでおるとは思つて参ります。大蔵当局の財政措置等がたまたま相いれないということをお伺いしておるのでございますが、この点については大蔵当局がこの産業をどうしようか、日本経済の發展の度合いと蚕糸業とをどうしようか、どう取り組まされていくか、その点について一つ御所見をお伺いし、それに対する具体的な深い御所見がないとするならば、私のただいまの意見に對して賛成

○野瀧勝君 私の質問はこの程度にとどめておきますが、この際意見を申し述べて、政府当局、特に大蔵当局を代表してお答えを願ひたいと思つて参ります。これは、国際収支の均衡は貿易にありと申すけれども、高原料を

外園から買つていたのでは無意味である。原料から一切あげて輸出貿易のできるというものは生糸が日本の貿易の代表的なものだと思つて参ります。その生糸がこのような不振になつてきたということは、日本の産業に大きな痛手だと思つて参ります。よその国の原料を入れて加工してこれを輸出するというようなことは違つて、日本の原料で加工して出すのですから、この産業の浮沈は全く日本経済に量質ともに變化をきたすと思つて参ります。こういうように量的にも質的にも影響するといふ貿易対象品としての蚕糸業は国が全力をあげなければならぬ。特に今回は七十億の借り入れをしてこの糸備安定の努力をされるということに對しては、一応了承できるものであります。しかし糸備安定の問題についてはいつの国会でもその都度糸備安定、糸備安定といつて一時便法を過している。これは變動が多いからかもしれないけれども、この法律案は一部改正、一部改正で連続的に扱われておる法案は少いと思つて参ります。これは私にもっと根本的に真剣に取り組んで、この根本政策を樹立しなければならぬと思つて参ります。こういう点で特に農林当局はこの案に對して真剣に取り組んでおるとは思つて参ります。大蔵当局の財政措置等がたまたま相いれないということをお伺いしておるのでございますが、この点については大蔵当局がこの産業をどうしようか、日本経済の發展の度合いと蚕糸業とをどうしようか、どう取り組まされていくか、その点について一つ御所見をお伺いし、それに対する具体的な深い御所見がないとするならば、私のただいまの意見に對して賛成

であるならば、大蔵当局と農林当局とが十分相談をされて、具体案を一日も早く立てていただきたい、かように思う次第でございます。これは意見が多いのでございますが、これに対して大臣不在だから簡単に当局の所見を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) 大野野溝委員の御意見に私ども同感であります。纖維は御承知の通り、急速な、革新的な發展を遂げておまして、生糸のみならず、羊毛にいたしても綿にいたしても、いろいろ問題があるわけでございますが、だからと申しまして、やはり御承知の通りに羊毛あるいは綿は化學纖維とそれそれ混織に活用するといふようなこともありまして、必ずしも天産關係の纖維が将来性がな

いといふようなこともないと思ひます。ことに生糸については特殊のやはり味もつておりますので、それに對して將來とも、従来のような發展はないにいたしまして、將來性のあるものじやなからうかと私どもは考えております。ただこれにつきましては皆さん御心配のように十分將來の纖維關係の大局をよくならみ合せまして検討していかなければならないと思ひます。どうも私どもも遺憾と思ひます。こと、いろいろな面におきましてこの生糸對策といふものを考えなければならぬところがございませう。もちろんこれは市場の問題もありませうし、さらにまた製糸業のこともありませうし、いろいろあります。もつと安い繭が能率的に生産をされるような条件が生まれて参りますれば、これもまた、幾ら市場が狭まるとも参りませう、また反面におきましては新たな市

場が出てくるということも考えられるのであります。たとえてみますれば、山梨やら、ああいう新しい養蚕地帯になりますれば、反八十貫だといふようなことが、とれるといふようなわけでありませうが、全国的に見ますれば十六貫ぐらゐしかとれない、こゝろいうようなことがありませう。七、八十貫とて、これが少くも、七十貫、八十貫といふような平均に行かなくても、せめて二十貫もできるような、いろいろ養蚕家に對します指導が徹底いたしましたならば、それだけでもコストが相当運ってくるじやないかと私は考えておるのであります。そゝろいうようなことにつきまして、これは、一農林省だけじやなしに、大蔵當局も十分責任をもつて對策を検討していかなきゃならぬのじやないか、こゝろ考えております。

○野溝勝君 今の白井君の考え方は是正してもらいたいと思ふ。といふのは、繭の生産費を下げれば、發展するといふような考え方は、非常な誤解を起す。現在の農民は、ことに養蚕業が利益し、割が合うなら、もつと力を入れたたきや何でも合ふような考え方は、反農民的であつて悪質である。全くなつちやあらぬ。そんな誤解を起すような発言はやめてもらいたい。

○政府委員(白井勇君) 私の言ひ方がまずかつたのかしれませんが、私、一つの例を引きまして申し上げたのでありまして、決して生産費をたたくといふことを申し上げておるじやないのでありまして、具体的に申し上げますと、たとえてみますれば、東北地帯に古い……(野溝勝君)繭の生産費を

下げるというものはわかるけれども(と述ぶ)そゝろいう状態を見ますといふと、たとえてみますれば、御承知の通りに非常に古木の桑園があるわけでありまして、それを改良いたしますれば、二十貫なり三十貫の繭はとれるわけでありませう。ところが、そゝろいう問題につきまして、桑園改良をやると思ひましても、それに対する政府の施策が必ずしもマッチしてないわけでありませう。御承知の通りに、株がえりがあります。桑がとれるわけでありませうけれども、しかし、東北になりまして、四、五年ぐらゐの年数を要しますわけでありまして、それ何らかの好格好で援助ができませんれば、そゝろいうことも可能なわけでありませう。私は一つの例をいたしまして、そゝろいふことを申し上げておるのであります。たゞ農民の桑葉や桑つ株の努力だんじや承知できない。そんな考え方をたたくといふことを申し上げておるじやないのでありまして、政府としても施策を講じまして、全体の生産費を下げようといふことを考えていきまうといふことを申し上げておるのであります。

○野溝勝君 どうも、誤解を起すようなことをあまり発言してもらいたくない。といふのは、今、養蚕の問題を白井君は述べられたが、長野県が本場です。養蚕問題に對して、養蚕家のせがれに育つたんですから。こまかいことを質問しておるん

がはつきり答えてもらいたい。

大体、生産費が下れば安く、販路が広がるのか、売れ行きがよくなること、は當り前だ。しかし、生産費の場合、農民のみの生産費の、桑つ株の改良とばかり言われちゃ困るよ。生産をするには、古い桑つ株を掘つて改良桑の作付転換なり、病虫害除除あるいは稚蚕共同飼育なり、土壌改良なりすることはわかるが、それには資金が要る、資金の場合、金融措置を政府で講じておるのか、それで、それに対するところの金利はどんなふうになつておるのか、また、その買上げについても、製糸家は、その掛目協定について、どういふ掛目協定をしておるのか、乾繭倉庫が完全にできておるかどうか、こゝろいふような点を総合的に考えて、全体の生産費を考へて、農民だけに生産費を下げよ、といふのは資本家の一方的見方である。たゞ農民の桑葉や桑つ株の努力だんじや承知できない。そんな考え方をたたくといふことを申し上げておるじやないのでありまして、政府としても施策を講じまして、全体の生産費を下げようといふことを考えていきまうといふことを申し上げておるのであります。

○栗山良夫君 関連。私はまた野溝大先輩に怒られるかもしれないが、少し

希望しておるんです。

疑問になつてゐる点を尋ねておきたいと思ふのです。今桑園は擴張の傾向にあるのか、減少の傾向にあるのか、あるいは現状維持ですか。

○政府委員(須賀賢二君) ほとんど現状維持でございます。

○栗山良夫君 関連。私はまた野溝大先輩に怒られるかもしれないが、少し希望しておるんです。

私は霜がおりるつたつて日本全国に半分おりて半作になるわけではないんで、相当な霜害を受けたときに、三十二万俵の平均年生産量がどれくらいに落ちるのか、また霜害を受けないで、しかも非常に好調なときには三十二万俵よりさらに上回るときがあるのか、この点を伺つておる。

○政府委員(須賀賢二君) 三十二万俵と申しますのは、このころは毎年少しづつは生産ペースが上つておられますから、三十二万俵と固定しておるわけではありませんが、凍霜害の被害が、相当激甚な被害がありました場合に百五十万貫ないし二百万貫くらいの程度でございませう。これは群馬、山梨、あるいは長野、福島といったような主蚕蚕地帯に大霜害がありました場合に、大体多いときで二百万貫くらい。

○栗山良夫君 私しろうとすから、単位をそろえておいて答弁を願いたい。何俵ですか二百万貫は。

○政府委員(須賀賢二君) これは百貫を一俵、私どももしょうちゅう使いなれた言葉を使いますが、百貫を一俵と計算いたしますと、繭と糸との関係は出てくる、百万貫で一万俵でございませう。百万貫の繭で糸が一万俵でございませう。二百万貫では二万俵でございませう。

○栗山良夫君 二万俵しかとれない、霜害の激しいときは……。

○政府委員(須賀賢二君) 霜害によりまする減収量がそのくらいでありませう。

○栗山良夫君 そうすると、三百万貫ですか、大体……。

○政府委員(須賀賢二君) だから近年の統計で申し上げますと、昭和三十年

でございませうか、大凍霜害がありましたときの産繭量が二千八百八十万貫、これが非常に大凍霜害がありましたときの……。

○栗山良夫君 そうすると、霜害を受けない、一番よくとれるときで三十二万俵と見ていいのですか。

○政府委員(須賀賢二君) 去年が戦後最大の豊作でございませうが、これは三千八百八十万貫でございませう。

○栗山良夫君 大体わかりました。そこで次の質問ですが、今の需要です、需要は今の話によるといふと、安い糸にすればふえるとおっしゃいます、私どもは最近の合成繊維の非常な発達からみて、おそらく世界的にも糸の需要というものは現状維持があるいは減少するのであつて、これは繊維の性格からいって、生産構造からいって、とうてい合成繊維の、安くて耐久力のあるものとはなかなか相撲が取れないので、特殊な用途をずつと維持していくという程度で伸びないのじゃないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(須賀賢二君) これは先ほども申し上げましたけれども、もちろん非常に急激な速度で、あるいは量的に非常に大きな割合で伸びていくということは、これはもう事実問題として困難でございませう。

○栗山良夫君 そうしますと、ただいまの輸出、国内消費を含めて、日本国内産の糸の三十二万俵生産に対応する需要というものは何万俵くらいですか。

○政府委員(須賀賢二君) 大体昨年あたりまでの傾向を見ますと、三十二万俵のうちで十二万俵が輸出され、二

十萬俵が国内で使われておるわけでございます。○栗山良夫君 そうすると、今の言葉をおのまゝ裏返してみれば、需要と生産は大体均衡がとれているということですか。

○政府委員(須賀賢二君) 昨年の上半期あたりまでは大余均衡がとれておつたわけでございます。

○栗山良夫君 これからの見通しはどうですか。

○政府委員(須賀賢二君) われわれが例の経済五カ年計画あたりで将来の繭生産量の見通し等を推定いたしました場合には、大体年間繭にして百万貫、糸にして一百万程度の消費増加を、一応需要の裏づけを見まして、それに対応する繭生産を考えておつたわけでございます。最近はいさういふうな経済情勢でありませうが、非常にわが寄つてきておりますが、大体普通の経済情勢であれば消費水準の伸び等からも割り出ししてみましても、その程度の需要増加は必ずしも困難ではないというふうに考えております。

○栗山良夫君 私がなぜこういふ初歩のような質問を申し上げているかと申しますと、私の考えとしては桑園をこゝれ以上拡張しない、これもおそらく農家でも常識としてそうなつておると思ひます。拡張しても需要がそう伸びないというところが常識となつておると思ひますが、少くとも今の桑園農家に対しては、やはり安定をさしてやらなくちゃならない。これはやはり政治の責任だと思ひます。そういう意味でこの法案を眺めてみるときに、提案理由の説明にもございませうが、まあこれでも大体なつておるのですが、一割の三万

俵を最低価格で買い上げる、こういうのですが、特別会計で毎年余つた生糸をどんどん買い上げていく。買い上げていくというときに自然的に特別会計はふえていくのでしよう。そういうふうな将来に向つてどんどん特別会計の会計規模が膨張していくような傾向をとるとすれば、これはやはり養蚕農家の安定、それからその生糸の消費といふことを考えて、総合的にもう一つ知恵のある対策というものをとらなくちゃならぬと思つたのですが、その辺は見通しがありますか。このままもう特別会計は今度これだけふせば将来絶対にふえないというのか。なお、将来ふやしていくかなければならぬというのか。その点はどうですか。

○政府委員(須賀賢二君) 過去におきまして糸価安定制度を、これはもう数回にわたつてございませうが、戦前で最も大量にこの種の特別会計が生糸を買入れてためましたのは、やはり十

一万俵でございませう。もつともその当時は今よりも繭全体の生産規模は大きいわけでございますから、今の二万俵とか三万俵と直接比較するわけにはいかないわけでありませうが、十一万俵を蓄積したことがあるのでございませう。

この消化につきましても相当の日子を要してはおりますが、結果におきましては、新用途の開拓、その他いろいろな手を講じておつて、その生糸を最終的には消化をいたしております。今回の特別会計の場合の程度にまで生糸がたまるといふことになりませうか、これは現段階では今数字的に見積るといふことは非常にむずかしいわけでございますけれども、われわれといたしま

しては、ただいま、先ほど来申し上げておりますように、年間生産の伸びも糸にいたしまして一百万程度に考えておりますし、それに対応して一百万程度の消費の伸びはいろいろ総合的に企業の方でも努力をさせることによりまして伸ばしていく施策を講じまして、大体そのところの需給の均衡はとれるようにいたして参りたい。こういうふうな今のような政府買入れがずつとそのままいつまでも続いていくというふうな状態はもろろん考えておらないわけでありませう。

○栗山良夫君 それはあなたが考えておらぬと言つてみたところで、それはあなたの考えだけで、そういう場合には参りませぬよ。これは経済は生きていくのですから。特に僕は非常に不愉快に思つたのは、戦前前の例をあなた

は十一万俵というので引かれたのが、戦前前は日本の生糸は、これは輸出品の大宗で、生産量も多かつたし、価格もこれは一種の投機品ですよ。それだから養蚕農家はうんと損するときは見ちゃおられぬというので、特別の保護政策をとつたので、今の日本の養蚕業なり生糸業と全然性格が違ひますよ。そういうものをここにもつてきて引例して、そしてお前納得しろ、しかもうまいこといきませうということじゃ、どうも私どももただけませぬね。

そういうことを前おきして、もう一つ聞きますが、あなたは需要が一百万俵づつ伸びる、桑園の方はもうふえないというのでしよう。それで生産が三十二万俵という、現に三十二万俵の需要がある。そういうところで一百万俵づつふえていったら、桑園をふやして

いっていいじゃないか。ずいぶん



算術計算としては荒い計算じゃないか。

○政府委員(須賀賢二君) 今全国平均の反収は大体十六貫ないし十七貫くらいのものでございますが、反収の幅には相当大きな幅がございます。少くとも反当り千貫くらいいしかとれておりませんところ、山梨県あたりの……

○栗山良夫君 いや、そういうのをひっくり返して平均で聞いているので

○政府委員(須賀賢二君) 従いまして今後の行き方といたしましては、桑園を拡大する必要はないと思っておりますが、いわゆる桑園の方は今のまま程度の水準で横ばいと一応いたしまして、反収の方を上げていくということによって生産がふえるという形に進めるような傾向になっておるわけでありませう。

○栗山良夫君 そこまで言われるともう少し質問しますが、今桑園の桑の木というものは、戦争中だいで切ったのだが、樹齡からいうとどういう状態になっておりますか。

○政府委員(須賀賢二君) 今ある桑園は概して樹齡は全体として見ますると、かなり若いものでございます。桑園が十九万町歩ほどになりますには約十年かかると思いますが、従いまして樹齡は比較的若いものであります。

○栗山良夫君 戦争前の木は相当残っておりますか。

○政府委員(須賀賢二君) おそらく東北あたりのああいいう高刈りの古いものは……

○栗山良夫君 私は地方的なことを聞いておるのじゃなくして十九万町歩の中で……

○委員長(河野謙三君) 答弁を先

○政府委員(須賀賢二君) 戦争前の桑園というものは主要養蚕地帯ではほとんどないと思っております。

○栗山良夫君 そうすると、特例的なものですね、大体今の桑園のあるところは戦後のものに限ると思っているわけですね。

○政府委員(須賀賢二君) 主要養蚕地帯のものは大体戦後のものであります。何年ぐらゐの樹齡になったときが一番よく葉っぱがとれますか。

○政府委員(須賀賢二君) きょうは実は技術者を連れて参りませんでしたので、私正確によく申し上げかねます

○栗山良夫君 そうすると、桑の木は何年ぐらゐの樹齡になったときが一番よく葉っぱがとれますか。

○政府委員(須賀賢二君) きょうは実は技術者を連れて参りませんでしたので、私正確によく申し上げかねます

○栗山良夫君 そういうことを知らなくて、でたらめに言つては一万俵伸びるなんというところは正確にわからぬじゃないか、もう少し計数というものはそんな荒ぶかみじゃないか、こちらも本気で聞いておるのだから、そろばんの合わぬような答弁をされておつたつてしようがないじゃないか、私はそんなことならあとと保留いたします。

○政府委員(須賀賢二君) 一万俵、いわゆる年間百万貫の生産増加という見積りにつきましては、経済五カ年計画を作りましたときにこまかく積み上げて作つてございませうので、もし時間をお許し下されば取り寄せて御説明いたすことにいたします。

○栗山良夫君 聞きたいですが、私はどう考えてもこういふ特別会計を置いて、そうして毎年この会計は膨脹していくだろうと思つておるのです。そのと

きにごまかしても膨脹させていくか、そういう政策というものをそのまま認めておつていいのか、あるいは何か手を打たなければならぬのか、そこをやはり法案の審議では確かめておきたいのです。それは養蚕農家安定のために私は無制限にいつまでも特別会計を膨脹させて、買入れてもらいたいのですよ、それは私は養蚕の立場からいえば、そうだと思う。ところが国家財政からいえば需要の見通しのつかないものをいつまでも生産して買入れるということは許されないと思ふんです。養蚕農家を安定させながら国家財政との調整をはかることについての見通しをつけなければ、この法案は審議できませんよ。従つて今後引續いてこの点を究明するという強い意見を付しておきます。

○野溝勝君 われわれはこの法案の審議をするにあたり、いつも借入金によつて糸価安定の一部改正をやつていけというんじゃないんです。一部改正による便宜方針を何回も繰り返していることでの糸価安定政策ではたよりない。先の展望のきかない施策は政府としては無定見ではないか、こういう意味で申し上げておる。そこでたまたま同僚委員からいろいろ質問がありました。とくに現実今糸価が不安定で大混乱をおる際でございます。養蚕業者からも強い要望があつて、この方針をとつたと思ひますし、この場合いたしたくなく一応この方針で養蚕連合会の方も了承ができたと思ふのです。しかしこの亦縫策では今同僚委員も申されておる通り、いつも同じことを繰り返していつては意義が

ない。また政策としては物足りないと思ふんです。だから借入金利でなく根本的に特別会計を確立し、安定施策をあらゆる角度から総合的に検討して結論を出す必要がありませぬか、こういう意見を申し述べておるんです。大体先ほど政府の答弁が納得するような答弁がなかつたので、発言したのでございませうが、こういう希望を述べた私としての質問は以上をもって終りいたします。

○委員長(河野謙三君) ただいまの野溝委員の御発言といひ、栗山委員の御質問といひ、趣旨は大体一致したものだと思つておるが、これに對しまして大蔵当局から御答弁を願ひませうか。

○政府委員(白井勇君) 先ほどもちよつと申し上げましたが、この蚕糸業対策につきましては、農林省初め大蔵当局におきましても十分これは検討を加へまして、野溝委員のおつしやるような点を十分考へた上で善処いたさなければならぬものであらうと私は考へております。

○委員長(河野謙三君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(河野謙三君) 速記をつけ

他に御質疑はございませぬか。――御質疑もないようでありますから、質疑は終局したものと認め、これより討論に入りませう。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

糸価安定特別会計法の一部を改正す

る法律案を問題に供します。本案に賛成の方は御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河野謙三君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等は先例により委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よつてさう決定しました。

それから委員会の報告書には、多数意見者の署名を付することに於ておりますので、本案を可とされた方は、順次、御署名願ひます。

多数意見者署名

西川甚五郎 小笠原三三男  
平林 剛 天坊 裕彦  
左藤 義詮 木暮武太夫  
塩見 俊二 土田国太郎  
廣瀬 久忠 山本 米治  
栗山 良夫 片岡 文重  
野溝 勝 杉山 昌作  
前田 久吉

○委員長(河野謙三君) 次に、道路整備特別会計法案について、大蔵省当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(小龍孝次君) 道路整備特別会計法案につきまして、内容の補足説明を申し上げます。

この法案は別途今国会に提出されておりますところの道路整備緊急措置法によるところの道路の整備の五カ年計画を実施するために設けられたものでございまして、この特別会計はその経

理を明確にするという目的をもって設置されるものであります。

なお、この特別会計におきましては、道路整備事業のほか、附帯工事あるいは受託工事のような事業におきましても、道路整備事業と密接な関連を有するものにつきましてはこの特別会計で行うことになっております。

次に、この道路特別会計の管理は建設大臣が行うことになっております。それからこの特別会計の歳入歳出の内容でございますが、この特別会計の歳入といたしましては、一般会計からのガソリン税収入の繰入金、その他一般財源の繰入金がございます。それから道路法に基くところの地方の負担金と、それから地方債証券の償還金及び利子、それから道路法に基きますところの各種の負担金、受益者負担金、それから受託工事による納付金、それから借入金等がこの特別会計の財源となるわけでございます。それから歳出といたしましては、道路整備事業に要する費用がこの特別会計の歳出の主たるものであります。そのほか、附帯工事に要する費用、受託工事に要する費用、それから借入金の償還金及び利子等がこの歳出になるわけでござい

ます。なお、先ほど申しました一般会計からの繰入金は道路整備事業に要する費用で国が負担するもの、それから国の負担分につきましての借入金の償還金及び利子の金額に充てるために、一般会計からこの会計に繰り入れられるものでございますが、その場合におきましても、国の借入金とそれから地方の償還金、地方債証券の償還金の利子の差額とか、あるいはその他雑収入に相当するものはこれを差し引きまして、

そうして一般会計から繰り入れることになるわけであります。それからこの会計におきまして附帯工事とかそういうものをやりました際に、一部一般会計の経費でまかなうものがございますので、そういう経費につきましては、一応この特別会計に収入を含まれて、そうしてその一般会計負担分に相当するものにつきましては、これをこの特別会計から一般会計へ繰り入れる、こういうような措置も講じられております。

それからこの特別会計におきましては、先ほど申しましたようにガソリン税収入が財源の主たるものであります。借入金も二種類ございまして、まず第一が道路整備事業に要する費用の中で、地方負担金の額に相当するもの財源に充てるために借入金をするものと、地方債証券の償還金に充てるために借入金をするものとがございまして、このほか、道路整備事業に要する費用の財源に充てるために必要があるときには別途借入金をするのでございまして、別途借入金をすることができるとなっております。この借入金については、借り入れをしますために、別途予算をもって国会の議決を経なければならぬことになっております。なお、地方負担金とこれにかかると、それから地方債、証券の償還金及び利子というものは、この特別会計の歳入として入って参るわけでございまして、この利子分は地方負担分に見合うところの借入金の償還金及び利子の財源に充てることになって

おりますが、それに残余がございましたら、これをこの特別会計に保留いたしまして、道路整備事業に要する費用のうち、国が負担するものの財源に充

てることになっております。なお、借入金につきましては先ほど申しましたように、国会の議決を経まして、限度を定めましてその範囲内で借り入れるわけでございますが、もしこの事業の進捗の状況によりまして全部借り入れることができなかった、こういうような場合におきましては、その借り入れなかつた金額を限度といたしまして、かつ歳出の繰り越し額を限度といたしまして、翌年度において借り入れることができるような措置を講じております。

なお、その他この特別会計におきましては他の特別会計におきまして同じような予算の提出とかあるいは決算、剰余金の繰り入れ、そういうような通常一般的な規定が設けられております。

以上簡単でございますが、この特別会計法案の補足説明を終りたいと思っております。

○委員長(河野謙三君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、内容の説明を聴取いたします。

○説明員(木村秀弘君) たいだいま提案をいたしました関税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、内容の説明をさせていただきます。

ことしの三月三十一日で期限の到来する減免税品目がございます。その内容は、「新式又は高性能の産業用機械類で、本邦において製作することが困難であること。」「本邦の経済の自立達成に資する産業の用に供する機械類」、そ

れから「小学校、中学校夜間において授業を行う課程を置く高等学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の幼児、児童若しくは生徒又は保育所の児童の給食の用に供する乾燥脱脂ミルク」、それから第三番目は、原子力の研究の用に供される物品、次に別表の甲号に掲げてございます小麥、A重油、四エチル鉛、石油コークスその他

の物品、これらの免税品、それから別表の乙号に掲げてございます減税料、カーボンブラックその他がござい

ます。これらをもう一年減免税をいたしたいというのがこの法案の内容でございます。

○委員長(河野謙三君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案以上五案を議題として質疑を行います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河野謙三君) それでは速記を始めます。

○片岡文重君 きょう御出席の政府委員はどなたでしょうか、委員長に伺います。

○委員長(河野謙三君) 申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 申し上げます。

○片岡文重君 申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 申し上げます。

○片岡文重君 申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 申し上げます。

○片岡文重君 申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 申し上げます。

○片岡文重君 申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 申し上げます。

○片岡文重君 申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 申し上げます。

○片岡文重君 申し上げます。

○委員長(河野謙三君) 申し上げます。

○片岡文重君 申し上げます。

大臣の御出席を要求し、どうしても大臣が出られないとおっしゃられるなら、政務次官でもやむを得ないから出席するようにということをお願いしておいたのですが、その点については取り計らっていただけましたでしょうか、それともきょうは御出席なさるのでしようか。

○委員長(河野謙三君) 大臣は、予算の關係でちょっと出席不可能だということですが、政務次官は追って出席することになっております。

○片岡文重君 追って出席されるといふことであれば、その前に国税庁長官に一つ御質問いたしたいと思っております。十九日でありましたか、この委員会

で証券の名義貸し規制の問題で伺いをいたしましたわけですが、その際長官は、この問題は影響するところも大きいし、従って冷静に、しかも実態をつかむというやり方で調査をする、こういう約束をして下さったわけですが、その後の調査の結果を私は深い関心を持って見守ってきたわけですが、残念ながら少しも調査をされたという、またされようとする兆候が、形跡が私には見えません。で冷静に、丁重にという表現はなはだけつこうです。しかしこれは、別に言葉じりを持って——私は、丁重にというのを要するに不遜にわたらないで徹底的にやってくれるのだと、こういうふう

に解釈をしたわけですが、ところが全然やっていない形跡が私には見えない。事実やっておられるとするならば、一体どういふ調査をされたのか、まずそこから私は伺いたいと思うのですが、特に前回質問を終るに当って私が申し

たこと、

たこと、

たこと、



上げたことは、多分に不愉快なうわさも聞いているし、一、二確証も握っておりませぬ。従ってこういうことでは、いたずらに大企業だけが不正の上に安閑としておられる、零細業者だけが常に苛烈な処置を受けている、こういうことではいけないのだという観点から、調査は公平にすみやかにやっていたきたい。特にその点に力を入れて、私は、すみやかなる、しかも公平な調査を要望し、法律の改正後、日も浅いことであるから、処罰ということを中心とするのは、私はあえて希望はしておらぬ、でき得るならば、あたかい行政的措置によって、国法がじゅうりんされるようなことのないようにすべきである、こういう要望を申し上げたのであるが、そういう点についての配慮は残念ながらないのではなからぬ。特に、よめくようなことがあつてはなほだ残念であるから、ということは、幾重にも私は念を押したはずだが、腰を落してじっくりやる、などというもつともらしいことは聞きませんでしたけれども、実際においてそういう腰を落してじっくりやるといふ形跡というものは、私にはわからない。もしやっておられるとするならば、一体どういふ調査をされたのか、その点から一つお伺いしたい。

の施行の当初においてしつかり指導的な調査を行なつて、あやまちのないようにしたいというのが私どもの気持ちでございます。

会連合会から、進んで会員各位に対して、もし間違つておれば正しい申告をするように、と懇願するということがあれば、私もまずその正しい申告なるものをお待ちして、それからその上でもって調査するのが、これは事務の簡便の見地からいってもよろしいし、また、とかく響きの多い証券業界に対して、税務官吏がいたずらに長く調査いたしました擾乱するということも非常な影響もございませぬ。従いまして、両方から考えましても非常にいいことだと存じまして、証券業協会連合会に對しては、もし自主的にそうやって下さるならば、どうぞその旨お取り計らい願いたい、こういうことを申し上げたいのであります。ただ、当初私どもでは、実は三月末あたりまでにその報告もいただいたつもりでありましたが、実務の關係で証券会社は非常に多忙で、毎晩相当なアルバイトを使つて超過勤務しているという状況なので、四月の十日まで延ばしてもらいたいという話がありましたが、これは、まあそういうことなら十日間ぐらいお待ちいたしましようということで、四月十日までに、もし間違つた報告をしておる証券業者は、それぞれ所轄の税務署に報告をし直すと、こういうことになつてゐるわけでありませぬ。私どもでは、その報告が出ましてから、その報告に基いて調査をいたしていくつもりでございます。

れるというならば、すでに誤まつた名義貸しが行われて、そのために租税その他の措置において、国が不当に不利益をこうむつておつたものがあつたとすれば、この修正申告によってそれを発見することは私はできなくなるであらう、そういう場合に、一体国税庁はどういう措置をとられるんですか。

もううわさをされておるわけです。そういう事情の上に立つて、なおかつ、今問題になつたからといってあつて修正申告をしていくというのを便々と国税庁では待つておられるという、こういう態度ですか。

たまたま、この三月の初旬に大阪国税局におきまして、一証券会社の報告を見て不審を抱いて、調査を始めましたのが実は端緒でございます。もちろん、私ももといたしましては、これは東京のみならず、特に、大証券のありまるところの東京方面につきましても、多大な関心を持つてゐるわけでありませぬ、いかんせん、当時確定申告の最中でありまして、東京国税局管内におきましては、その調査の手が伸びる余地がなかつたのであります。従いまして、一応大阪国税局管内における調査の結果を見まして、それを参考として、東京方面にも調査をする、まあこういう考えであつたわけでありませぬ。

先般、当委員会におきまして片岡先生から御質問ございまして、私どももそういう趣旨のことを申し上げたわけでありませぬ、これが翌日の日本経済新聞でございまして、相当大きく報道されて、その結果、日本証券業協会連合会から、私の方に実は、法の施行の当初であるし、あるいは場合によると、会員の中で間違つた報告をしていないとも限らないので、税務の御調査ある前に、進んで申告を懇願するようにしたい、こういう話がありまして、これは私ももといたしまして、まことに、実は第一回の報告をもととして調査いたしますれば、場合によりまして相当な手数もかからないとも保しがたのでありますので、日本証券業協

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 修正申告をしたいというのを業者自体から申し入れてきて、そのことだけでも従来のやり方が誤まつておつたということを業者自身言つておるようなものですか、そういう点について国税庁は従来手を打たなかつたということ。それから外務員のところだけで業者がこれを正確に把握しておらなかつた、こういう事態について、これは当然国税庁なり大蔵

○政府委員(北島武雄君) 名義人受領配当金の報告の問題につきましては、私どももことしの初めから実は非常に関心を持つておつたわけでありませぬ。この法の施行の当初におきまして、もし万一正しくない報告が見のがされたならば、あとに、ずっと後年まで尾を引く問題であります。従いまして、法

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) この名義貸しの問題は、実情を調べてみますと非常に複雑でありまして、個々の外務員のところだけしかわかつていないものもあるわけでありませぬ。従いまして、もし当初の申告をもとにして税務署がそれだけでやりますれば、個々の外務員について税務署が直接当たつていかなければならぬので、非常に手数がかかるわけでありませぬ。そのところを会社の方で、もし外務員のところを隠されておるものがあるならば出さうという趣旨でございませぬので、一応それを調査したならば、非常な事務が簡便になるわけでありまして、私どもはそれがいいと思つております。しつかりした申告書をお出し願つて、それに基づいて、それが正しいとおっしゃるんですから、それは果して、正しいものと思ひますけれども、実地についてこれを確める、こういう方法をとりうと思つております。

○片岡文重君 修正申告をしたいというのを業者自体から申し入れてきて、そのことだけでも従来のやり方が誤まつておつたということを業者自身言つておるようなものですか、そういう点について国税庁は従来手を打たなかつたということ。それから外務員のところだけで業者がこれを正確に把握しておらなかつた、こういう事態について、これは当然国税庁なり大蔵

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) この名義貸しの問題は、実情を調べてみますと非常に複雑でありまして、個々の外務員のところだけしかわかつていないものもあるわけでありませぬ。従いまして、もし当初の申告をもとにして税務署がそれだけでやりますれば、個々の外務員について税務署が直接当たつていかなければならぬので、非常に手数がかかるわけでありませぬ。そのところを会社の方で、もし外務員のところを隠されておるものがあるならば出さうという趣旨でございませぬので、一応それを調査したならば、非常な事務が簡便になるわけでありまして、私どもはそれがいいと思つております。しつかりした申告書をお出し願つて、それに基づいて、それが正しいとおっしゃるんですから、それは果して、正しいものと思ひますけれども、実地についてこれを確める、こういう方法をとりうと思つております。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) この名義貸しの問題は、実情を調べてみますと非常に複雑でありまして、個々の外務員のところだけしかわかつていないものもあるわけでありませぬ。従いまして、もし当初の申告をもとにして税務署がそれだけでやりますれば、個々の外務員について税務署が直接当たつていかなければならぬので、非常に手数がかかるわけでありませぬ。そのところを会社の方で、もし外務員のところを隠されておるものがあるならば出さうという趣旨でございませぬので、一応それを調査したならば、非常な事務が簡便になるわけでありまして、私どもはそれがいいと思つております。しつかりした申告書をお出し願つて、それに基づいて、それが正しいとおっしゃるんですから、それは果して、正しいものと思ひますけれども、実地についてこれを確める、こういう方法をとりうと思つております。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) この名義貸しの問題は、実情を調べてみますと非常に複雑でありまして、個々の外務員のところだけしかわかつていないものもあるわけでありませぬ。従いまして、もし当初の申告をもとにして税務署がそれだけでやりますれば、個々の外務員について税務署が直接当たつていかなければならぬので、非常に手数がかかるわけでありませぬ。そのところを会社の方で、もし外務員のところを隠されておるものがあるならば出さうという趣旨でございませぬので、一応それを調査したならば、非常な事務が簡便になるわけでありまして、私どもはそれがいいと思つております。しつかりした申告書をお出し願つて、それに基づいて、それが正しいとおっしゃるんですから、それは果して、正しいものと思ひますけれども、実地についてこれを確める、こういう方法をとりうと思つております。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) この名義貸しの問題は、実情を調べてみますと非常に複雑でありまして、個々の外務員のところだけしかわかつていないものもあるわけでありませぬ。従いまして、もし当初の申告をもとにして税務署がそれだけでやりますれば、個々の外務員について税務署が直接当たつていかなければならぬので、非常に手数がかかるわけでありませぬ。そのところを会社の方で、もし外務員のところを隠されておるものがあるならば出さうという趣旨でございませぬので、一応それを調査したならば、非常な事務が簡便になるわけでありまして、私どもはそれがいいと思つております。しつかりした申告書をお出し願つて、それに基づいて、それが正しいとおっしゃるんですから、それは果して、正しいものと思ひますけれども、実地についてこれを確める、こういう方法をとりうと思つております。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) この名義貸しの問題は、実情を調べてみますと非常に複雑でありまして、個々の外務員のところだけしかわかつていないものもあるわけでありませぬ。従いまして、もし当初の申告をもとにして税務署がそれだけでやりますれば、個々の外務員について税務署が直接当たつていかなければならぬので、非常に手数がかかるわけでありませぬ。そのところを会社の方で、もし外務員のところを隠されておるものがあるならば出さうという趣旨でございませぬので、一応それを調査したならば、非常な事務が簡便になるわけでありまして、私どもはそれがいいと思つております。しつかりした申告書をお出し願つて、それに基づいて、それが正しいとおっしゃるんですから、それは果して、正しいものと思ひますけれども、実地についてこれを確める、こういう方法をとりうと思つております。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) この名義貸しの問題は、実情を調べてみますと非常に複雑でありまして、個々の外務員のところだけしかわかつていないものもあるわけでありませぬ。従いまして、もし当初の申告をもとにして税務署がそれだけでやりますれば、個々の外務員について税務署が直接当たつていかなければならぬので、非常に手数がかかるわけでありませぬ。そのところを会社の方で、もし外務員のところを隠されておるものがあるならば出さうという趣旨でございませぬので、一応それを調査したならば、非常な事務が簡便になるわけでありまして、私どもはそれがいいと思つております。しつかりした申告書をお出し願つて、それに基づいて、それが正しいとおっしゃるんですから、それは果して、正しいものと思ひますけれども、実地についてこれを確める、こういう方法をとりうと思つております。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) 現在の所得税法は申告納税でございます、税務署が調査したところをすぐ決定するものではございませぬ。従いまして、一月末までに名義人受領の配当金の支払い調書が税務署に出しておりますが、それは別個の各納税者が自分の正しい所得を計算されて三月十五日までに税務署に申告されておるべきはずでございます。従いまして、その各人の御申告と、それから新しく出ました修正申告と、さらにこれをもとにして調査いたしましたところによりまして、もし当初の申告と調査額と間違つておる場合には、これは更正決定するより仕方がない。これは当然税法にも正当な手続として認められておるわけです。それによつて税金の不足分を追徴するわけでありませぬ。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

○政府委員(北島武雄君) この名義貸しの問題は、実情を調べてみますと非常に複雑でありまして、個々の外務員のところだけしかわかつていないものもあるわけでありませぬ。従いまして、もし当初の申告をもとにして税務署がそれだけでやりますれば、個々の外務員について税務署が直接当たつていかなければならぬので、非常に手数がかかるわけでありませぬ。そのところを会社の方で、もし外務員のところを隠されておるものがあるならば出さうという趣旨でございませぬので、一応それを調査したならば、非常な事務が簡便になるわけでありまして、私どもはそれがいいと思つております。しつかりした申告書をお出し願つて、それに基づいて、それが正しいとおっしゃるんですから、それは果して、正しいものと思ひますけれども、実地についてこれを確める、こういう方法をとりうと思つております。

○片岡文重君 業者から修正申告をして、それが待つておる、一応ごもつとものようですが、一体、じゃあその場合に、修正申告をされるのを待つておら

省の監督の責任に帰する私は問題だと思ふ。で、そういう点についてはまた後ほど触れますが、それならば、この際大阪の国税局において、今月の下旬に調査をされた例の岡三なり大阪屋証券についての報告、これはすでになされておると思うんですが、この調査報告について一つの程度に不正な名義人がおつたのか、その金額はどのくらいあつたのか。総営業金額に対して取扱い金額といふんですか、に対してどのくらいの割合になつておるか、お伺いしたい。

○政府委員(北島武雄君) 大阪国税局より書面で報告して参つておるものがございますので、直税部長からたゞいまその内容を御報告いたさせていただきます。

○説明員(金子一平君) 岡三の調査の結果でございますが、たゞいま先方から報告して参りました状況は次の通りであります。

すなわち監査をやりましたものが十六件でございますが、そのうち調査の提出を要するもの、つまり十五万円以上のもの九件、この九件について内容を調査いたしましたところが、実在の人間とマッチしたものが三件でございます。それで実在の人間とマッチしないものが六件ございます。大体そのようになつて参っております。それから調査の提出を要しないもの、つまり十五万円未満のものうちで、名寄せが完全にございませんでしたために個別の報告が出ていなかったものがケースとして七件ございます。かようなことで、ケースとしては必ずしも芳ばしい成績ではございません。それからあと一件の大阪屋につきましては書面でまだ報告が参つておりま

せんけれども、これはやはり十五万円未満のもの名寄せにつきまして数千枚の調書を一々チェックしなければいかぬ関係もございまして、途中までやりましたのでまだ完了してない。かような報告になつております。

○片岡文重君 この件数に關係するといひますか、今岡三で調査をされたものうち十五万円以上のものが九件あつた。そのうちに実在するものは三件であつて、実在の疑わしいものが六件ある。この六件の金額はどのくらいになりますか。

○説明員(金子一平君) 金額は六件で百六十一万九千円です。

○片岡文重君 岡三で扱つておるこの名義貸し全体の金額はどのくらいになりますか。

○説明員(金子一平君) 全体の計数が実はまだ報告が参つておりません。これは御承知のように約一週間部分的なものをつかまえて監査した結果を報告して参りましたので、全体を調べまして、シラミつぶしに調べまして全体のうちでこれだけ間違つておりましたというやり方をとらなかつた関係で、どうもおかしいというようものを抜き取りまして、抜き取り検査をやりましたような結果、全体の上を占めるウェイトがちょっと報告が参つておりません。御了承願います。

○片岡文重君 それは一つのくらのウェイトになるか、日計表等をもつて調査すれば私にはわかると思ひます。それを一つ調べて報告して下さい。

○説明員(金子一平君) 後刻報告いたします。

○片岡文重君 大阪屋の報告はいつ参りますか。

○説明員(金子一平君) 数日中に届くと思ひます。

○片岡文重君 せんだつてお伺いしたいときに国税庁長官は東京国税局において仕事の手繰り合せ上まだ調査しておらないところというお話であつたけれども、二十六日の日本経済新聞を見れば、日本橋税務署が調査を行つたことを報じております。私はここにその切り抜きを持っておりますが、「証券会社とその外務員から提出された配当支払い計算書を集計した結果でも、大阪と同じく申告金額は意外に少なかつたようである。」、こういう調査の結果を載せて、二十六日の日本経済新聞は報じている。従つて、この前国税庁長官は調査をしておらないと言われたいけれども、やつておることは事実でしょう。しかし、それはやつておると私は思ふのだが、やつておらぬのですか。

○説明員(金子一平君) お答え申し上げます。先ほど長官から御説明いたしましたように、十日まで一応向うの報告の再提出を待つておりましたが、しかしその間じぜん手をこまねいて待つておるわけではございません。私の方ではすでに出たのございました分については、どうもおかしいと、実在の人間と合つておるかどうかという点について疑わしいというものにつきましては、別に半面調査と申しますか、実在の人間と合うかどうかという内部的な調査をやつております。しかし、証券業者の店について外務員を集めてやることは差し控えておる、かようなわけでございます。

○片岡文重君 今私の例に引きました日本経済新聞の記事によりますと、な

お今後この日本橋税務署は業者の「何軒かについての任意抽出調査は行つておる」ということも付け加えておられます。

そこでお伺いしたいのですが、この日本橋税務署が行つた何軒かの証券会社というその証券会社のうちには、野村とか山一とかあるいは大和とか日興とかいろいろゆるゆる四大証券は含まれておつたのかどうか。

○説明員(金子一平君) 今のお尋ねの件でございますが、大和証券を中心にしていろいろの調査をやることは当然でございます。しかしただいまのところは、まだ私の方でも数字をつかんでおりません。何件調べて合はなかつたものは何件あつたという結果はつかんでおりません。これはひまをみながら抜き打ち的に見ておる、こういう段階でございます。

○片岡文重君 先ほども申し上げましたように、この不正名義貸しの問題は、相当以前からやつておるといふことは大蔵省内部における関係の諸君は十分承知をしておるはずだ。しかもそのやつておるといふことは、大証券こそが多いはずなんだ。それをやらぬで、そうしてたとえそれが任意抽出調査の方法によつたとしても、零細な業者にだけそういう手を向けておるという行き方が私ははなはだ不満なんです。なぜそういう大きなところからやつていかないのか。しかもそれが疑いがないことならこれはやむを得ぬけれども、現実に最も疑わしいという風評のあるところに対して手を下さない。しかも修正申告をやつておるといわれておるその裏側にいろいろの不愉快なうわさがなければ、まだい

いが、ところが現実いろいろの不愉快な噂があるわけですね。おそらく聞かぬわけじゃないと私は思ひます。そういう点で、私はせつ々しく調査をされるのだから、この際はそういうまず四大証券からやつてほしいと思ひます。大阪もこれは大きな証券から私やるべきだつたと思つておる。少くとも今言つた四大証券の支店等から私は始めるべきだと思つておる。とにかく一店そういう疑わしいものがあれば、当然ほかはどうだろつかというところは、これは監督の責任にある立場としてすぐピンとこなればならぬはずじゃないですか。それをあえて手を下さないということ、下し得ない何かがあるのじゃないか、こういうことを言われてもやむを得ぬじゃないですか。そういうことは私は許せない。とにかくなぜその調査ができないのか、一つそのできない理由をここで述べて下さい。

○政府委員(北島武雄君) まず、仕事の手順から御説明申し上げます。御了解願ふかと思つております。このような配当金とかあるいは他の支払調書は一月末までに税務署に提出することになつておりますが、それに基きまして税務署としてはその支払調書の内容がいかどうかは、一応確定申告後、当人の申告と対象いたしました。さらには事後調査するのが今までの筋でございます。これは仕事の流れから申しまして、どうもそうせざるを得ないわけでございます。現在までのように税務署が進んで調べて付加更正するのではなく、一応納税者からの申告を待つて、そしてそれがいかどうかを調べ、一月一ぱいはとにかく資料の提

出、義務者からの提出の督促に追われ  
ます。これがそらいますと、今度はそ  
れを所轄の税務署に送るのに忙殺され  
る。所轄の税務署におきましてはそ  
れを受けまして確定申告がありますか  
ら、それを対照してやるわけでありま  
す。一方各税務署からの仕事の進行と  
符節を合すごとく、支払調書を受け  
取りました税務署におきましても支払  
調書が果して適正であるかどうかにつ  
いての事後調査をする、こういうのが  
手頭でございまして、普通で申しま  
すと三月十五日までに確定申告が終りま  
して、三月一ぱいは大体その跡始末に  
忙殺されて、四月、五月が大体支払  
調書等の監査の時期ということになっ  
ております。今回の名義人受領の配当  
の計算書につきましても、私どもとし  
てはどうしても四月、五月は今度は一  
つやらなければならぬと思っておた  
のでございまして、はからずも大阪国  
税局の管内におきまして、大阪国税局  
の資料係があまりにどうも提出され  
たことがおかしきということで不審を抱  
いて、早期ではございまして、手  
つけたのが始まりでございまして、今度  
東京におきましても、当然事後監査すべ  
きであります。ことに税法改正の初  
年度でありますから、東京国税局の幹  
部においても、そういう考えは持つて  
おたわけでございます。決して調査  
をしないとかいうようなわけではござ  
いません。たまたま大阪国税局の問題  
が火がつきまして、先般の御質問とな  
り、御質問があるとまた証券界に相当  
のシロツクを与えますので、今度は進  
んでまず間違っておりましたら直しま  
しょうということを言っておたので  
あります。そういたしますと、私ども

といたしましては、その正しいとして  
出された第二回目の申告をもととして  
調査するのが一番能率的であるわけ  
であります。一応それまで猶予してお  
るというのが実情であります。決して  
調査しないというようなことではござ  
いませんから、その点どうぞ誤解のな  
いように御了承願いたいと思ひます。  
○片岡文重君 ちよつと余計なことを  
言うようですが、私が行く理髪店がす  
ぐ近くに一軒ありますが、この理髪店  
は同業者から料金の値上げをするよう  
にと、環営法が通過後同業組合の値上  
げの勧告があつたのですが、その強  
い要請にもかかわらず、現在百円内  
りっぱに利益を上げて営業できますか  
らということ、値上げを承知しない  
のですよ。そういう良心的な町はずれ  
の床屋にも、税務署の役人はしつこ  
く調査に行つて、売上金にございし  
ないか、収入にございしはなにかとい  
うことで、再三にわたつて調査に行  
ておられる。そういう今日の生活に  
追われてるような零細な業者のた  
ろには、そんなに税務署に手があ  
るかと思はれるほどしつこく行つて  
いる。これは一例にすぎない。ところ  
が少くとも何億、何十億という金を動  
かしている。しかも日本の四大証券会  
社といわれるようなところに一べんも  
調査に行かない。しかもそれが十分の  
疑いというものがあり、風評があるじや  
ないですか。そういうものに向つて  
全然手をのべられない。それでしかも  
シロツクを与えて、向うから修正申告  
をしてくるから、それを待つていて  
だ、これで一体国税府として筋が通つ  
ているとお思ひになりますか、少くとも

私はやるなと言つておるのじやないで  
すよ。おやりなさいというのです。全  
部を公平におやりなさいというので  
す。今あなた、野村、山一、大和、日  
興、この四大会社で扱つておる金額と  
いうものは、おそろく日本の証券業界に  
おける七、八〇%でしょう。この七、  
八〇%の四大業者に向つて捜査の手が  
のべられないで、そのほかの、言葉は  
悪いかもしれませんが、いわば吹けば  
飛ぶような零細な業者に向つて苛酷な  
手がのびている。私は先日米少し言  
すぎたかと思つたのですが、そういう零  
細な業者に向つてこそ、指導的な行政  
指導の手がのべられて、敵愾論主義  
というのじやなくて行政指導を行われ  
たいと思つておる。同時にそういう大  
な会社に対しては、十分悪いと知りつ  
つ、しかもより高い利益追求に汲々  
してやつておるようなところに対して  
は、私は仮借なく手をのべて差しつか  
えないと思つておる。しかもそれによつて  
家国民に対しては非常な不利益を与  
えているじやないですか。多額の脱税に  
よつて与える影響というものが十分考  
慮されておるべきだと思つておる。一  
体、じやいつになつたらその調査をなさ  
るおつもりですか、その調査をされる期  
日を一つお伺ひしてみたい。一体いつ  
ごろになるか。

○政府委員(北島武雄君) これは先  
ども申しましたように、四月十日まで  
に日本証券業協会の会員である証券会  
社から、もし最初の支払い調書が問  
違つておれば正しいのを直して出すと  
いうことになっておられます。その提  
出を待ちましてから調査するわけでご  
さいます。事務の都合から申しまし  
ても、毎年の四月、五月が大体こうい  
うな調査の時期でございまして、  
提出がございましてから、準備調査、  
さらに実際の調査にかかると四月中  
から五月にかけてと、こういうこと  
なるうかと思ひます。  
それから先ほど来から小さなと  
ころから手をつけたと、こうおっしゃ  
いましたが、実は大阪におきまして手  
をつけたのは、決して小さな証券  
会社ではございまして、大阪におき  
ましては相当大きな会社であります。  
ただ東京国税局が事務の都合から手  
をつけただけでございまして、もち  
ろん手をつけます場合におきまして  
は、職員の数等から申しまして重点的  
に調査していくのが、これが手頭で  
ございまして、吹けば飛ぶような小  
な証券会社を始めるよりも、大きな  
証券会社を始めるのほうがいいと思  
ひます。これは追つて計算書が出ま  
してから計画をいたすわけではござ  
いまして、決して私ども小さなものを  
いじめ、大きなものをそのまま放置し  
て、大きいものをそのまま放置して  
おるというつもりは毛頭ございませ  
ん。その点一つ誤解のないように御承  
願ひしたいと思います。

○片岡文重君 大阪では大きいとお  
っしゃるけれども、大阪における野村、  
山一等の支店の扱つておる金額から  
みればこれは格段の違ひというものが  
あるはずですよ。だからそういう点に  
ついてはとにかくその四大会社も平  
等な手をつけるといふことですから、  
私にそれを必ずやつてほしいと要望し  
ます。特に私は今ここで、別に私は  
野村とか山一とか、そういうところに  
縁があるわけではない。私は金がない  
からそういう点に何にも影響がない  
ですが、ただこういう点で大企業者だけ  
が緩慢というか、むしろ温かい援護を  
受けておるとすら考えられるような情  
勢の中で、この中小業者が、不当な  
不当というようなことは言えないで  
しょうが、とにかく悪いことをして  
おるのですから、中小業者が苛酷に  
さらされる、こういう不公平はやめて  
ほしい、こういうことを言つておる  
わけですよ。そこで人手の関係もあ  
るというこゝで、人手の関係をどう  
とすべきか、一体三十三年度以降は  
五万円以上ということに大幅に切り  
下げられたわけですよ。従つて計算  
書の範囲を拡大するわけですよ、で  
ます。手数が加わるということに相  
違ひはないか、一体どのくらいこれ  
は大をされるものか、そういう調査  
件数というものが一体どのくらい  
ふえてくるものであろうかという見  
込みはどうか、それから具体的に  
は、もろもろ今のことですから、そ  
うきつかりした数字はわからぬ  
でも一応増加するということにつ  
いては必ず至りますから、その見  
込みです、大ざっぱな見込みで  
けつこうです、それを一つ教えて  
いただきたいということ、それから  
大蔵省としていろいろ設置法によつ  
て証券業者の監督であるとかいろ  
いろな責任もあるわけだから、その  
責任を十分に果していただくため  
に、一体今後大蔵省としてはどうい  
う、何といふんですか、人員配置  
といふんですか、やり方ではござ  
いませぬ、今で十五万円以上であ  
つたものが五万円に下つてきたわ  
けですから、相当数がふえるわけ  
ですから、それに對する手が今の  
うちに打たれていかなければなら  
ないと思つて、一体どういふ手

を打つのか、この二点を伺っておきたい。

○政府委員(北島武雄君) まず十五万円が五万円に下ったときに、どの程度件数がふえるかというお尋ねでございますが、これは実は私もまだ確たる資料を持っておりません。ただ御参考までに昭和三十三年度分のこの計算書の提出状況を見ますと、総体の計算書を提出されました分の配当金額が全国で六億一千五百万円、これに対して計算書の提出を承諾した分も合せました全体が約三十二億となっており、もしこの計算書が正しいものといえますならば、約二割見当が十五万円以上ということになっております。従いまして、これを前提といたしますならば五万円ではなく、全部下から出すという事になれば、この五倍になるというわけでございます。これはまあ即断の推定でございますので、果してこれが正しいかどうかわかりません。なお、今後の事務の処理方法につきましては、今年、先ほど申し上げましたように、一応修正申告がなされてから、これをものとしまして十分に調査いたしました、その結果によりまして会社側を指導いたし、会社の内部におきまして、十分今後あやまちのないようにしてもらわなければならぬと思っております。私の方の係といたしましては、直税部の資料係でいたしてありますが、もし必要があれば、この状況を視察して他の係から回して応援させる等の措置も考えられるわけでありませぬ。これは一に今回の修正申告書の提出状況、またこれをものとした自治監督の結果によつてきまるわけでありませぬ。

す。その結果を見まして、今後十分な備えをいたしたいと思っております。

○片岡文重君 何か時間の御都合もあるようだし、国税庁長官も何か衆議院に呼ばれておるそうですから、なるべく簡単に私は質問をしておきたいと思っておりますが、これはごらんになっておられるように、東洋経済新報で出ておる会社四季報です。これを見ると、各会社の資本金なり持ち株がみんな出ておるわけですね、これによつて私は計算してみたいわけですが、大体野村証券が有力な会社の株を持っておるのを調べてみたんです。そうすると、たとえば三井船舶が二百四十四万株、野海運が二千五百五十九万一千株、それから日本殖産が二百六十四万七千株、その他川崎製鉄が九百五十九万五千株、こういうふうな膨大なものを持っておる、大体四十億をこえております。で、証券業者の取扱範囲としては大体流動資産の二十倍が限度だったはずなんです。そういう点をさらに考慮に入れて、これを見てゆくと、大蔵省としての監督ということが私は問題になってきやせぬかと思う。特にこうして現在不況になっておるような海運関係の持ち株などをこういうふうなたくさん持つておられる。たとえは野海運二千五百五十九万一千株、これを時の時価に直して九億四千六百八十八万円です。一つの会社の株をこの一つの証券会社でこういうふうなたくさん持つておるといふことは、これは非常な危険負担をしておるといふことなんでしょう。おそらくこれは今私が読み上げたような株は実際には野村なら野村が自社のものとして持つておるわけでは私はないかと思う。これは明らか

にこの中には名義貸しによるものが私には含まれておると思う。ですからこの内容をもつてすれば、これはどう考へてみたって正常なというか、この表面に出ておる形式的な状態で行われておるものとは私には思われぬ。そこで一体国税庁長官はこの経理の内容といえますか、営業の内容といふのか、これが果して健全なやり方で運営されておると思われるのか、その点を一つ所見を伺いたい。

○政府委員(北島武雄君) これは私どもの担当ではございませぬので、直接監督いたしてございませぬ。証券課長からお答え申し上げたいと思つております。

○説明員(松井直行君) お答え申し上げます。証券業者の資産内容にわたるお話がありました。すでに公表されております。いろいろ数字、たしか今お上ったものを、現在のやつを集計したやつだと思つて。御明察の通りすべてそれは証券業者の自己の計算で持つておるものばかりではありませぬ、先ほどから御議論になっております。相当部分が他人、特に他法人のいろいろな事情から証券業者がかわつて持つておるといふものも相当あると思つております。ですからその数字がすなわち証券業者のバランス・シートに上つてくる自分の数字だとは言ひ得ないことは当然であります。証券業者の経理指導上今おっしゃいましたように保有有価証券が多いということは、まことに危険であるといふことは、まことに危

いものを中心に営業すべきである、自分で所有する有価証券を持つのはなるべく減らせといふことを極力指導いたして参つております。従つて昨年度の年度末におきましても、なかなか一挙にはいろいろな市場関係、まあ従来からの経緯もありまして、ブローカー一本ではないかぬのではないかと、やはりブローカー活動といふものもあるわけございまして、ブローカー一本になつてしまふということも一挙にはゆきませぬけれども、漸次そういう方向に持つてゆく意味におきまして、今委員が御指摘になりましたように、保有有価証券の量といふものにつきまして、非常に関心をもちまして、これが適正化といふか、不当に経理を圧迫するほど持つてはならぬといふ趣旨に主力をおきまして、鋭意指導をいたしておるつもりであります。

○小笠原二三男君 議事進行。はなはだ質問中であれですが、速記を……

○委員(河野謙三君) それじゃ速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(河野謙三君) 速記を始め

○片岡文重君 どうも長官はそういうことではやむを得ませぬから、部長に一つお伺いいたします。今私が読み上げたものはほんの一例で、証券課長からも大体私の申し上げておる趣旨が了解されたような御答弁であつたから、今後私はやはり十分に善処されることを期待するわけですが、強

わけです。従つて大口投資家の危険といふものは、危険は大きくてもこれは救済するなり、自力でそれを回復するといふことはでき得ても、大衆の零細な投資家などといふものは、これはもうほんとうに血と汗の結晶ですから、それが野村とか山一とかいふことになれば、これがそういう危険な状態になることはないでしようけれども、万一こういうことが実際に行われて、経営が危険に陥るような場合には、これは当然その危険負担が大衆投資家に及んでくるわけですね。こういうことは、私たちがとしてやはり見のがせない問題だ。そのためには、あくまでも、この経営といふものは堅実でなければならぬし、少くとも、最大限法規に定められたくらいのことには私は守つていかなければならぬと思つて。それが、この表から見ればどうも私は必ずしも法規通りに守られておるとは考えられませぬ。従つて、国税庁においても、この監督指導については、さらに私に努力をさせていただきたいといふことを申し上げておるわけですね。これに対して、今後どういふ態度で一体臨まれるのか、部長から一つできるだけ明快な御所見を私はこの際伺つておきたいと思つております。

○説明員(松井直行君) 御質疑がありました通り、大証券が安全で中小証券が不安だといふに言われておりますけれども、今まさに御指摘がありました通り、大証券会社といへども、非常に価格変動の激しい有価証券を資産内容の中において非常に大きな比率で持つておることは、非常に危険な状態であるといふことは、例年一回実施いたしております証

券検査の場合には、内容を緻密に分析いたしました。そのつど指示し指導をいたします。さらにそういう大きな証券業者については、まさに今おっしゃいました保有有価証券の量を中心にして、非常に厳格な指導をやっております。これは今おっしゃいましたように、日計表がございまして、あれは、普通の証券業者には普通の法令でできた日計表をとっておりますが、大きな証券会社につきましては、さらにこまかい資料をとっております。何か、特殊な銘柄に集中してたくさん持つておるといってお話がありましたが、まさにそういう点も、どういう銘柄に集中して持つていかるといことも、毎月これは継続して資料をとっております。厳格な指導をやっております。そのほか、小証券につきましては、これは普通事業と同じように、普通あり得るような自己意思といいますが、自己意思によって損失をこうむり、ひいてはお客様に損害を及ぼすという例が多いようであり、この点で、営業主のそういう自分だけの意思と、法人自身の計算というものを混合しないようにという点に重点をおきまして、堅実なブローカーとして地道に資産内容の健全化をはかっていくという方針で、経営の健全化ということをまさに証券行政の中心に考えておるわけでありませう。

必要でしょう。自社名義を昨年十二月まで、これは十二月二十八日ですね、結局、それまでの明細書を一つ調べていただきたい。そして、言うなれば、その自社名義の受取配当金の調書、これを銘柄別に一つ調書を作つて出していただきたい。これは、すべての会社でなくてもよろしいです。四大証券でけっこうです。野村、山一、大和、日興、この四証券について、これはそうむずかしいことではないでしょう。できませんか。

○説明員(松井直行君) 自分自身の所有のものは、先ほど米問題になっております、人のために配当をとつてやっております、その総合計ですか。

○片岡文重君 そういうことです。野村なら野村の名義で、たとえ、飯野海運なら飯野海運、飯野海運は配当はないでしょうけれども、たとえば、川崎製鉄とか、日本製鋼とか、そういう会社から、野村なら野村名義でいくなら配当金をもらつていられるか、受け取つておるかということがわかるわけですね。

○説明員(松井直行君) それはわかりませう。

○片岡文重君 わかりませう。それを銘柄別に一つ、受け取つていられるものを調査してほしい。

○説明員(松井直行君) 銘柄別——大きいものだけというわけには参らないでしょう。非常にたくさんある銘柄があるのです。大へんな作業になると思うのですが、では、できるだけ御趣旨に沿うようなものを……。

○片岡文重君 一べん作つてみて下さい。

○説明員(松井直行君) 時期ですが、一週間とか十日のうちに作れとおっしゃられますと、なかなか大へんだと思うのでありますが、これは、そこをこらんになつていただいただけでも相当……。

○片岡文重君 しかし、これは日計表を出しているくらいですから、そう私にはむずかしい仕事ではないと思うのですがね。一つ一つの明細といつても、一つ一つまとめていくのですから。

○説明員(松井直行君) 受取配当金というものの総額は、これは日計表を見ればわかるわけですが、それを銘柄別によこせとおっしゃいますと、そう簡単にはできないと思うのですが。

○片岡文重君 大体どのくらいの期間で出て参りますか。

○説明員(松井直行君) まあ二、三週間ばかりかかると思ひます。

○片岡文重君 それまでかかるということであればやむを得ないと思ひますが、一応作つて一つ提出するように、委員長にそのお取り計らいをお願いいたします。

それからなお同僚委員から質問もあるようですから、一応この程度で質問を終りたいと思ひますが、くどく申し上げるようですけれども、少くとも全取扱量の七、八〇%を扱つておられるような大証券会社が一指も触れられないということが今後このまま続いたのでは絶対に相ならぬと思ひます。特に、前閣僚の中に、これが調査の心を加えるなり、あるいは調査をさせないというふうなことに、運動を頼まれておられる者があつた。これは、私は名前も握つております。相当地な証拠を持つておるので、必要とあればいろいろな資料も提出するにやぶさかではないのですが、こういう機会につき出すべきではないと思ひますから、本日は提示は差し控えます。といつて、また、先ほど申し上げたように、野村、山一に別には恩恵関係があるわけでもありませんから、あくまでもこれは国家行政の立場から、ざつと捕えられて、巨額が逸せられるということのないように、先ほどの証券課長のお話では、特に大証券については特別に調査をとつておるといふことですから、それらの調査をもとにして御調査になれば、その実態というものはますます明確になつてくるわけですから、当然、私はこの詳細な調査の手がのべられなければならぬと思ひます。従つて、今後の政府のやり方について十分私は深い関心を持つて期待をいたします。そうして、適当な機会にまたこの委員会なり、予算委員会等の席においてその結果を御質疑申上げたいと思ひます。一応私はきょうのところはこの程度で保留をしておきます。

○大矢正君 私は今の問題とは離れて、所得税の確定申告が終了したもので、このことと、それから、きょうも税法の法律改正の審議を始めますので、これに関連して直税部長に一点お伺いをしておきたいのですが、それは先日来、法人税の納税の内容については所得番付というふうな形におきまして新聞等において発表されておりました。なおまた、個人については映画俳優の最高が三千万とか、あるいはまた、作家の最高が二千三百万という形において、これまた具体的に新聞等に発表されたのです。ただ一つだけい

の場合にも発表されない内容があるもので、この際、念のために直税部長に資料として出してもらいたい、この場で即座に回答がいただけるなら一つ回答していただくことによつて、それで私の資料の要求はしないで済むわけですが、それは政治家の所得の番付というものがいまだかつて新聞に載らぬわけですから、それで確定申告の時期も終りましたので、岸総理の三十二年度の所得の内容、それは各分類別に所得の内容、それからそれに対する課税金額の内容を資料として出していただきたい。

なぜ私はこういうことを申すかといふと、あなたの方では標準税率表とか、効税率などといつて作つて、私の質問に對してもどうとうお見せいだけないような立場に追い込まれておられますが、片方政治家については標準税率表という表もないし、効税率もありませんが、私はあまりにもそれがかけ離れたものであれば、この際政治家に対する効税率も作つた方がよろしいのではないかとこの意見もあるわけでありませう。また昨年の暮なんかにはわが党の代議士が呼ばれて岸総理から三十万円贈られるというふうな一幕もありまして、非常に岸総理も最近は何か相当所得が多いように思われませうので、そういうものに対する課税が適切に行われておるかどうかに對しては、私はこの際国民の一人として、また国民が希望する方向として聞いておきたいと思ひます。この資料の提出をお願いしたい。この資料の内容いかんによつては次にこれを拡大して、もう少し幅を拡げて、個人を指して云々

じやなくて、幅を拡げて、そうしてあ

なたの方から資料の提出をお願いしたいと思ひますが、とりあえずは岸総理の所得内容をお知らせいただきたい。これは資料の要求です。

○説明員(金子一平君) 各個人の所得内容、これは二百万以上でしたらならば、公示の制度もできておることになりますので、公表したのもございしますが、ただいまの資料要求の問題につきましては長官と相談をいたしまして取扱いを決定したいと思ひます。

○大矢正君 それは長官と相談しなければ、あなたのお考えで資料を出せないのですか。そういう資料は出していかぬという法律があつたり、またそういうものは規制するべき事項と内容というものがあつたのですか。

○説明員(金子一平君) 各個人の所得の内容につきましては、やはり私もその内容をそのまま発表している場合とよくない場合とございます。二百万円以上のものにつきましては公社という制度もできておるのであります。そういう点もございしますので、取扱いにつきまして内部的な打ち合せをした上で善処したい。かように考えます。

○大矢正君 その資料を提出できるかどうかについては、納税者の個人の立場の尊重とか、その意思に基いて公表しないということが言われるのか、そうではないか、あなたの方の内部の運営とか何か、そういうものでかき二百万円以上であつても公表できないということになるのか、その点をお伺いしておきたい。

○説明員(金子一平君) やはりこういう仕事にタッチいたしております者は、やはり各人の所得の内容は一応秘密を守つてやるべき義務がわれわれとしてはあるわけですから、その点につきまして、二百万円以上のものについては、所得総額については、その秘密は解除されては、秘密を守る義務が解除されておりますが、それ以下のものにつきましては、私も、職務上秘密を守る義務があると考へますので、長官と一応その点について打ち合せたいと思ひます。

○大矢正君 そうすると、内閣総理大臣は、二百万円以下しか所得がないということになるのですか。

○説明員(金子一平君) これは、現実の数字をつかんでおりません。だからその点についてどういふことになつておりますか調査をいたしまして、取扱いについて善処したいと、かように考へます。

○大矢正君 出してもらへるかもらへないかというのをはつきりしてもらへないかと—あなたは相談してからでなければというのですから、相談してからでなければ、出してもらへるかどうか、もう一回回答をもらわなければわからぬということになるのですか、ね。

○説明員(金子一平君) 上司の許可が必要だと思ひます。

○大矢正君 どういうわけで上司の許可が必要なんです。二百万円以下しかないと思われるから上司の許可が必要だ、こういう意味なんです。

○説明員(金子一平君) 御承知のように、税法で、各個人の所得の内容については、私どもが一応、直接の取扱ひ者としては秘密を守る義務を命ぜられております。それは直屬長官の許可によつて解除されるわけですから、そこで私

が、今直ちに、出しますとも出しませんとも申し上げかねるので、長官と相談いたしまして、善処いたします。

○大矢正君 そうすると、新聞なんかに出てゐるような、吉川英治さん二千三百万円とか、美空ひばり三千万とかいうのは、本人の回答を得たり、上司の許可を得て新聞に発表になつてゐるのですか。

○説明員(金子一平君) 今お話のございました人、つまり所得金額が二百万円以上の方につきましては、税務署で公示する建前になつております。そういう法的な根拠に基いて出しておる。私はかように了解いたしております。

○大矢正君 だから、そこでさつきから言つておる通りに、それでは岸総理は二百万円以下しかないので。

○説明員(金子一平君) 岸総理の所得が二百万円以上か以下かはわかつておりません。その点は調べまして相談を申し上げたいと思ひます。

○大矢正君 長官が来られたからちやうど幸いで、私、長官の御答弁をお伺いしたいのです。

それは、もう一回あらためて申し上げますが、最近多額所得者の番付と称して新聞等に発表されておるけれども、政治家の所得番付というものが一向に発表されないで、この際、取りあえずは岸内閣総理大臣の所得の内容を、各内容別に明らかにしてもらいたいという要求をしたところが、それは最高責任者である長官の御意見を聞かなければ

は答弁ができないと、こうおっしゃるのですが、二百万円以上の場合、これは、公示する建前になつてゐるからということですが、そうすると、長官の意見を聞かなければわからぬというの、岸内閣総理大臣の所得というの、それは二百万円しかないのかという結論にもなるわけですから、私はそういう意味で長官の御答弁をいたしたい。

○政府委員(北島武雄君) 私も、ただいま、岸総理大臣の所得がどのくらいになつておるか、その内容をまだ存じないわけですが、もしそれが二百万円以上であれば、税法のもとにおきましても、一般的に公表していい建前になつておりますので、調査の上、もし該当いたしますれば、私の方として、御説明申し上げてけつこうだと思ひます。

○大矢正君 そうすると、二百万円以下であつた場合には、長官はこの場所での質問に対して資料の呈示はできないというのですか。

○政府委員(北島武雄君) 一般的には公表はいたしておりますけれども、国会の御意向でもございまして、場合によりましては今までも申し上げたことがあるような次第でございます。ただまあある事件がありまして、その事件のためにその方をおよそどのくらいの税金を納めておつたかということ、議事の進行上必要ということになれば、今までも御説明申し上げたと思つております。

○委員長(河野謙三君) 残余の質疑は後日に譲り、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十一分散会